農薬散布だけに頼らない病害虫防除の推進

国の政策

農薬使用に対する規制の強化

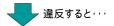
使える農薬に対する規制

2003年7月 改正農薬取締法

(農林水産省)

無登録農薬の使用禁止

- ✓ 無登録農薬の製造、販売、輸入の禁止
- ✓ 無登録農薬の使用の禁止



法律違反の罰則強化

「3年以下の懲役」 または 「100万円以下の罰金」

農薬の使い方に対する規制 ネホカティブリストからポジティブリストヘ

従来の食品衛生法

(厚生労働省) 規制対象農薬

ネガティブリスト制

✓ 原則規制がない状態で、 <mark>規制するもの</mark>をリスト化するもの

基準が設定されていない農薬は野放し状態



2006年5月 ポジティブリスト制度導入

全農薬·全食品に対して残留農薬基準を設定 ^{規制対象農薬}

- ✓ 原則規制(禁止)された状態で、 <mark>残留を認めるもの</mark>についてリスト化するもの
- ✓ 残留基準値がなかった農薬についても、 一律基準を設定: 0.01ppm



▼ 基準値を超えると・・・

生産物の出荷停止・回収

国の政策

IPM政策の推進

(Integrated Pest Management: 総合的病害虫・雑草管理)

(農林水産省)

- ▶人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減し、日本農業全体を環境保全を重視したものに転換することにより、消費者に支持される食料供給を実現することを目的とする。
- ▶輪作、抵抗性品種の導入など病害虫・雑草の発生しにくい環境を整備しつつ、病害虫・雑草の発生状況の観察等を行い、 経済的被害を生ずると判断したときには多様な手法により防除を行うことを基本とする。



防除要否及びタイミングの判断

- ・発生予察情報の活用
- ・ほ場状況の観察等

【判断】

病害虫等の発生が経済的 被害を生ずると判断

病害虫・雑草の発生しにくい環境の整備

- ・耕種的対策の実施(作期移動、排水対策等)
- ・輪作体系の導入
- ・抵抗性品種の導入
- ・種子消毒の実施 ・土着天敵の活用
- ・伝染源植物の除去
- ・化学農薬による予防(育苗箱施用、移植時の植穴 処理等)
- ・フェロモン剤を活用した予防等

【予防的措置】

多様な手法による防除

- ·生物的防除(天敵·拮抗微生物)
- ・物理的防除(粘着版・防蛾灯・ ネット等)
- ・化学的防除(化学農薬)等

【防除】



減農薬実現へ向けてのコラボレーション

兵庫県立農林水産技術総合センター

- ✓ 実験室レベルでの実験
- ✓ 圃場での実証試験
- ✓ 最適な照射条件の設定



パナソニック電工株式会社

- ✓ 実験室レベルでの実験
- ✓ 最適な照射条件を満たすシステムの開発

兵庫県立農林水産技術総合センター 農業技術センター 病害虫防除部